

令和4年7月 5日全面改定

令和5年3月17日一部改定

令和5年5月12日一部改定

《農村環境改善センター運営基準》

利用者の皆様が、継続的に安心して施設をご利用いただくために、運営基準に基づいたご利用をお願いいたします。

1. 開館時間、休館日、利用料

(1) 開館時間

午前9時～午後5時

※夜間に施設利用の予約がある日は、これを午後9時まで延長します。

(2) 休館日

月曜日（月曜日が祝日の場合は、その翌日以後の最も早い祝日でない日）

年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）

(3) 利用料、利用時間

- ・各部屋の利用料、利用時間、設備等については次表のとおりです。
- ・利用料は利用日当日にお支払いをお願いします。
- ・利用時間は「午前」「午後」「夜間」で、連続での利用も可能です。

部屋	部屋の説明	【午前】	【午後】	【夜間】	【全日】	設備・備品等
		9:00 ～12:00	13:00 ～17:00	17:30 ～21:00	9:00 ～21:00	
大会議室	会議室	3,360円	4,480円	3,920円	11,760円	ピアノ、マイク、 長机、椅子等
小会議室	会議室	1,540円	2,060円	1,810円	5,410円	二重窓、長机、 椅子等
健康管理室	会議室	1,290円	1,720円	1,500円	4,510円	長机、椅子等
生活改善室 (控室を含む)	調理室	1,950円	2,610円	2,280円	6,840円	調理器具、食器、 調理台等
教養室	和室	1,170円	1,570円	1,380円	4,120円	流し台、机等

2. 各部屋の利用定員、条件等

各部屋の利用定員、利用時の条件等については次表のとおりです。

部屋	面積	利用定員 (目安)	利用時の条件等				
			飲食	合唱	楽器	防音	スポーツ
大会議室	195 m ²	150 人	○	○	△	×	○
小会議室	66 m ²	40 人	○	○	○	○ (二重窓)	○
健康管理室	42.27 m ²	30 人	○	○	△	×	○
生活改善室 (控室を含む)	66 m ²	30 人	○	×	×	×	×
教養室	38.4 m ²	40 人	○	○	△	×	×

(注1) 楽器の演奏については、近隣住民の迷惑にならないよう配慮をお願いします。

(注2) 利用定員は目安です。利用方法に応じて、利用者自身で事前にご確認ください。

3. 施設を利用する際の全体のルール

(1) 事前確認書について

令和5年5月12日以後の基準を示した「事前確認書(提出用)」については、内容をご確認・ご理解いただいたうえで、基準見直し後の初回利用時に管理人に提出してください。

生活改善室を利用される団体の人は「生活改善室用 事前確認書(提出用)」の提出となります。

ご提出がない場合、農村環境改善センターをご利用いただくことができません。

(注) 現時点でご利用いただいている団体の方も、内容をご確認・ご理解いただく必要があるため、事前確認書の提出は必要となります。

(2) チェックシートについて

利用方法を確実に守っていただくため、利用の度に「利用者様向けチェックシート」をご記入いただきます（生活改善室を利用する場合は、「生活改善室用利用者様向けチェックシート」となります）。

なお、チェックシートは利用当日の活動前に、利用料をお支払いいただく時に管理人よりお渡しします。

利用後は、利用者と管理人と一緒にチェックシートの内容を確認したうえで提出していただきます。

利用方法を守っていただけない場合、利用をお断りすることもございます。

(3) 衛生面について

施設の各階に、自由に使える消毒液やパーテーションが置いてあります。利用者の判断で、必要に応じて使用してください。なお、使用したパーテーションは、消毒して元に戻してください。

(4) その他の注意事項について

- ① 利用時間を守り、利用目的以外に利用しないでください。
- ② 建物・備品等を汚損及び破損、その恐れのある行為をしないでください。
- ③ 施設内での物品の販売及び政治活動等、これに類する行為をしないでください。
- ④ 利用時のルールを守り、トラブル等あった時は管理人に報告してください。
- ⑤ 農業政策課及び管理人からの指示には従ってください。

4. 各部屋の利用時のルール

(1) 生活改善室以外の部屋

【音楽活動以外での利用】

- ① 適宜、換気を行ってください。
- ② 活動・飲食時に出たゴミは、すべて持ち帰ってください。

【音楽活動での利用】

- ① 近隣住民への配慮として、合唱及び楽器演奏の際には、部屋の窓を全て閉め切って行ってください。
- ② 定期的に休憩をとり、その間は換気を行ってください。

- ③ 活動・飲食時に出たゴミは、すべて持ち帰ってください。
- ④ 防音措置が必要な楽器の演奏は、窓が二重構造となっている小会議室で行ってください。
- ⑤ 上記④に該当しないと考えられる楽器の演奏は、事前に農業政策課に相談のうえ、適当と認められた場合に限り、小会議室以外で可能とします。

(2) 生活改善室

- ① 換気扇を使用して、適宜、換気を行ってください。
- ② 手洗い等を行い、衛生面に注意してご利用ください。
- ③ 洗剤・ふきん等は利用者の方でご準備ください。
- ④ 使用後の調理器具等は洗浄のうえ、水気はタオルで拭きあげてください。
- ⑤ 利用後は管理人立会いのうえ、チェックシートにて確認を受けてください。
- ⑥ 色分けされた調理器具は、元の場所へ戻してください。
- ⑦ 調理・飲食時に出たゴミは、すべて持ち帰ってください。

5. 予約方法、キャンセル

(1) 事前の利用者登録

施設の予約を行うには、事前に利用者登録を完了することが必須となります。

登録希望者は、農村環境改善センターにて、管理人より必要な説明を受けて、登録申請を行ってください。

申請の際には、住所・氏名の確認できる身分証明書（運転免許証等）を確認させていただきます。

インターネットで仮登録をした場合、身分証明書以外に利用者 ID 番号の提示が必要となります。

なお、市内の他施設で利用者登録している場合でも、施設ごとに利用者登録をする必要があります。

(2) 予約方法

利用目的で予約の方法が異なります。目的ごとの予約方法は次のとおりです。

【会議等を目的とする予約の場合（音楽活動以外）】

① 抽選予約

利用する月の2カ月前に申し込みを行い、抽選の結果、予約ができます。

利用者は、窓口・電話・インターネットによる抽選予約を行うことで、抽選に参加できます（利用者登録時に発行のID必須）。

ー利用する月の2カ月前ー

1日～10日 抽選予約可能期間

〔 抽選予約締切り 窓口・電話は10日午後5時まで
インターネットは10日午後9時まで 〕

11日 抽選日（コンピュータによる自動抽選）

13日 当選発表日

13日～20日 当選者による予約確定

22日～ 抽選後の残り枠を午前9時から予約開始（先着順）

〔 予約締切り 窓口・電話は利用日7日前の午後5時まで
インターネットは利用日7日前の午後9時まで 〕

◆窓口・電話で抽選予約をした場合

管理人が当選者の方へ電話にて、当選通知及び利用の意思確認を行います。

その後、管理人が予約確定を行います。

◆インターネットで抽選予約をした場合

当選した場合、申込者はインターネットで「抽選結果一覧」より「当選確認」処理を行ってください。

そのうえで、当選発表日から20日までに申込者ご自身が、管理人に電話にて予約確定の意思を伝えてください。

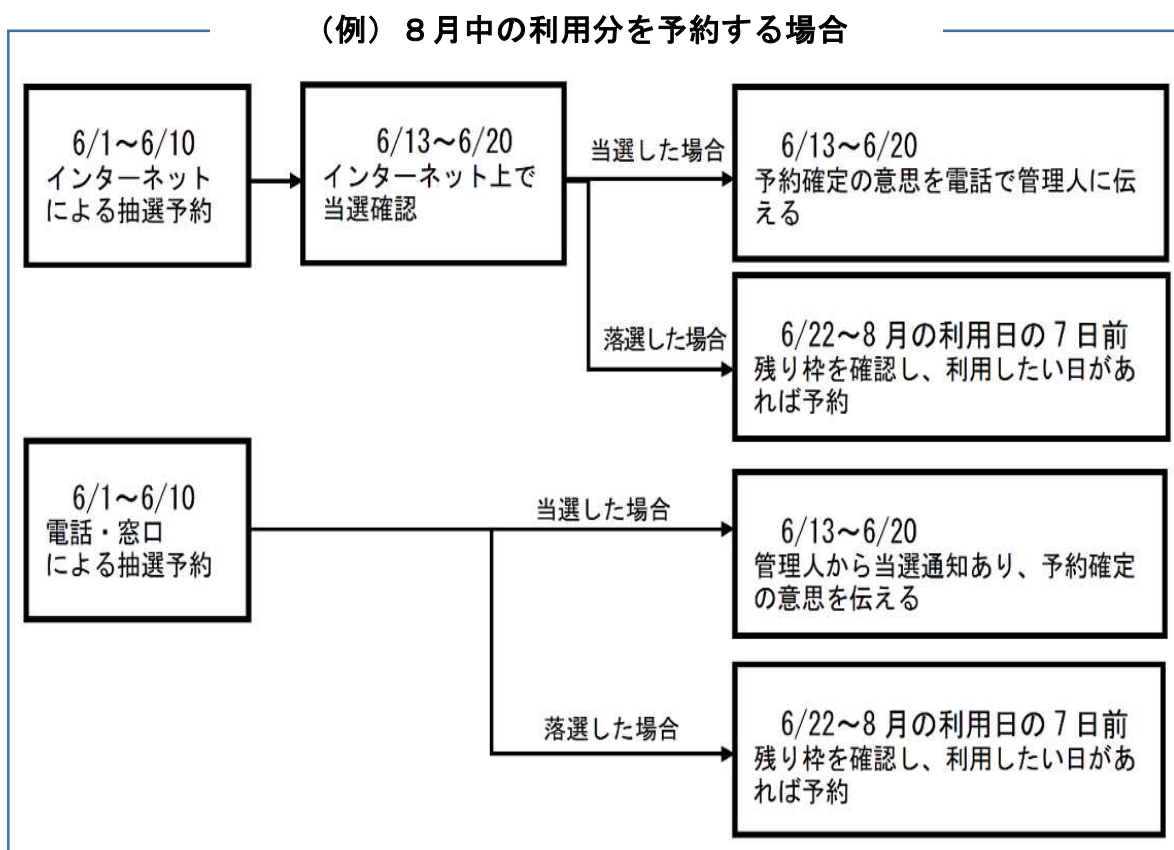
その後、管理人が予約確定を行います。

なお、期間内に申込者からの意思表示がない場合は、当選が自動的に無効となりますのでご注意ください。

② 抽選終了後の予約

毎月13日に行われる抽選の終了後、残っている枠は、その月の22日以降に窓口・電話・インターネットにて、先着順での予約を受け付けます。

なお、予約は利用日の7日前までに行うものとします。



【音楽活動を目的とする予約の場合】

音楽活動を目的とする利用の場合は、会議等の活動の妨げにならないよう、抽選予約の対象外とします。

予約については、利用する月の1カ月前の1日以降に先着順で受け付けます。

ただし、市内の活動団体に限り、抽選予約終了後の22日以降に予約することを可能とします。

(3) 利用目的ごとの予約時期

利用目的ごとの予約時期について、次のとおり例示します。

(例) 3月中に利用したい場合の利用目的ごとの予約時期

利用目的	月	1月						2月			3月			
	日	1日	5日	10日	15日	20日	25日	31日	1日	15日	28日	1日	15日	31日
会議・料理講座 (音楽活動を除く)		1日～10日 抽選予約			11日 抽選日	13日 抽選発表	13日～ 20日 予約確定		1月22日～3月の利用日の7日前 予約(先着順)					
音楽活動									2月1日 ～3月の利用日の7日前 予約(先着順)					
音楽活動 (市内の活動団体)									1月22日～3月の利用日の7日前 予約(先着順)					

(4) 予約のキャンセル

キャンセルについては、判明した時点で必ず事前に行ってください。

無断キャンセルが発生した場合、次回以降の利用をお断りする場合がございます。

6. 警報等発令時の対応

警報等が発令された場合は、次のとおり対応します。

- ① 農村環境改善センターの開館中、市に暴風警報が発令された時点で閉館となります。
- ② 暴風警報が解除された後の施設の利用開始は次表のとおりです。

暴風警報の解除時間	開館時間等
7:30 までに解除	通常どおり開館
11:30 までに解除	午前中は閉館 午後(13:00～)から開館
16:00 までに解除	夜間(17:30～)のみ開館

7. 問合せ先

◆ 予約について

農村環境改善センター（豊明市沓掛町石畑141）

TEL 0562-93-4401

◆ 運営基準について

豊明市役所農業政策課（豊明市新田町子持松1-1）

TEL 0562-92-8312